

報告第 27 号 専決処分の報告について
(損害賠償額の決定：都市整備課)

損害賠償額の決定について

物損事故に関し、市の義務に属する損害賠償額を次のとおり決定する。

損害賠償額	20,575円
相手方	阿南市羽ノ浦町在住の女性
事故発生年月日	令和3年8月21日
事故発生場所	小松島市立江町字馬淵
事故の概要	

市道立江31号線を走行していた相手方車両が、道路上の陥没箇所を通過した際、損傷したもの。

令和3年9月21日 専決第7号

小松島市長 中山 俊雄